

### 3. 工事成績評定の改定について

# 工事成績評定を取り巻く状況と課題

## 【工事成績評定実施の法定化】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17.4.1施行) 第6条 (発注者の責務)  
公共工事の発注者は、～工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の**施工状況の確認及び評価**その他の事務を適切に実施しなければならない。



工事成績評定の重要性が増すなかで、再整理する必要がある



これまで以上に工事間の技術力の差を明確に評価できる成績評定とする

I これまで以上にきめ細かな技術力の評価

II 総合評価方式における技術提案へのインセンティブの付与

## 【工事成績の積極的な活用】

- 企業評価における**技術評価点での活用**
- **入札参加要件**(企業及び配置技術者)での活用
- 総合評価方式での活用(技術評価項目での活用)
  - ・過去2年間の工事成績に応じた加点
  - ・**優良工事、優秀工事技術者等への加点**



# 工事成績評定の改定ポイント

# 工事成績評定見直しのポイント

	項目	現状	見直し
きめ細かな技術力評価	①評価段階の細分化	○ これまでの5段階評価(又は3段階)では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があった。	● 評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更する。 技術検査官: 出来形、品質 5段階⇒7段階評価 総括技術評価官: 地域への貢献 3段階⇒5段階
	②評点配分の見直し	○ 一部の考査項目については、評価が特定の段階に偏っていた。	● バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。
	③「高度技術」の見直し (「工事特性」に変更)	○ 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価することが望まれている。	● 特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直す。 ● 「高度技術」から「工事特性」に名称を変更する。 ● より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更する。
付与 技術提案実施への インセンティブ	④技術提案履行の確認評価	○ 現行の成績評定要領策定時(平成13年)に比べて、総合評価入札方式が大幅に普及している。 ○ 技術提案の履行状況を以降の工事発注へ活用することが望まれている。	● 検査時に技術提案の確認評価を行う項目を追加する。

# 工事成績評定 採点表の見直し

工事名		契約金額(最終)																																
請負者名		工期					平成 年 月 日から 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日																	
考査項目		主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
③ 4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	+7.0				0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点																	
評定点(65点±加減点合計)		① . . . 点					② . . . 点					③ . . . 点					③ . . . 点																	
7. 評定点計		_____点 ○既済部分(中間)検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= _____点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= _____点																																
8. 法令遵守等		_____点																																
9. 評定点合計		_____点 ○7.評定点合計( _____点)-8.法令遵守等( _____点) = _____点																																
④ 10. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認	履行 不履行 対象外																																

# ① 評価段階の細分化

## 現状

一部の審査項目(社会性、出来形、品質)に関して、これまでの5段階評価(又は3段階評価)では、一段階評価が違うことによる評定点の差異が大きく、特定の評価に偏り、技術力の差異を表現することが十分ではなかった。

## 見直し

評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更。

### <技術検査官>

「出来形」、「品質」: 5段階→7段階評価に変更

### <総括技術評価官>

「社会性等(地域への貢献等)」: 3段階→5段階評価に変更

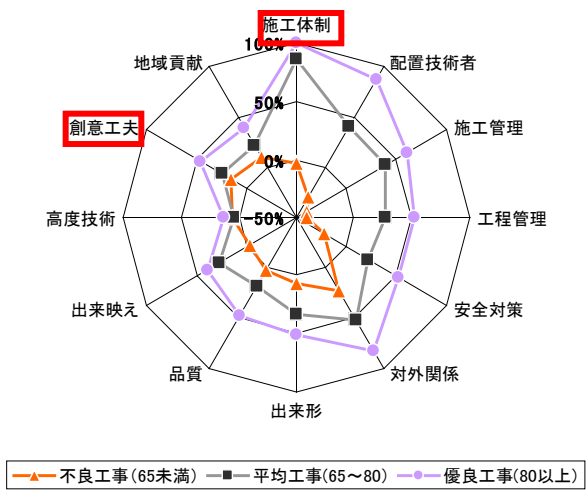
# ② 評点配分の見直し

## 現状

評価が特定の段階に偏り、工事の峻別に有効に機能していない項目がある。

(ex.施工体制)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨の浸透に伴い、適正な施工体制の確保が一般化したことにより、多くの工事がほぼ満点を獲得しており、バラツキが少なくなっている。



## 見直し

バラツキが少なく峻別が困難な考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。

○主任技術評価官

- 【減】「施工体制(施工体制一般)」
- 【増】「施工管理」、「出来形」、「品質」

○総括技術評価官

- 【減】「工程管理」、「安全対策」
- 【増】「工事特性(高度技術)」

### ③「高度技術」の見直し(「工事特性」に変更)

#### 現状

- 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合により積極的に評価できるようにすることが望まれる。

#### 見直し

- 評価対象項目の記述の見直し  
特異な技術といった観点ではなく、施工困難等の工事特性への対応が図られた工事を評価する観点から記述を見直し。
- 名称の変更  
都市部での工事や期間が長い工事、維持工事は必ずしも高度な技術のみが求められるものではなく、適正な施工を継続的に行っていることなども評価する必要があることから、名称を「工事特性」に変更。
- 評定者の変更  
当該項目は、他の工事と対比して評定することが必要であり、より広い視野から判断することができるよう、評定者を主任技術評価官(出張所長等)から総括技術評価官(事務所長)へ変更。



## 都市部での施工状況



道路規制による施工の場合には夜間での施工となる。

施工時間も限定され(EX: 22:00~6:00等)、道路規制のための仮設備の設置撤去が必要となる。

## ④ 技術提案履行の確認評価

### 現状

- 当初要領を策定した平成13年度当時と比べて、総合評価落札方式が普及しているところ。
- 現在は技術提案に不履行があった際に評定の減点を行っているところであるが、次回の入札などへの活用を考えると、より柔軟に活用できるよう履行状況を纏めたデータベースとして整理することが望まれる。

### 見直し

- 検査時に技術提案の履行の確認評価を行う項目を追加。  
(工事成績100点の外枠評価)
- 確認評価は総括技術評価官が行う。
- “履行”・“不履行”の2段階で評価。
- 評価結果は、競争参加資格時の技術評価や入札時の総合評価に活用することが可能。

※ 技術提案を履行したことに対して評価することによりインセンティブを与えるよう業界団体からの要望もある。ただし、提案は入札時に有利となるよう評価しており、契約事項であることから、その履行をもって他の工事よりも高い評定を行うことは不合理であるため、成績評定の内枠として評価することはしない。

※ “履行”を2段階に、または“不履行”を2段階に、といった3段階・4段階の案も考えられるが、①一般的な区切りを設定することが困難、②“履行”を2段階にすると提案以上の行為を過剰に促進しかねない、③定性的な提案であった場合に判断が困難、であるといった理由から2段階とする。